平成２１年（フ）第１４２６号
北九州市八幡西区割子川１丁目５番９号Ａ―201
債務者　矢辺　知恵（旧姓奥村）
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５５５号
埼玉県八潮市緑町２丁目19番地26　スズコーポ２号、旧住所埼玉県八潮市緑町１丁目38番地８　サンシードＢ棟303
債務者　當銘　良治
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５９４号
長崎県長崎市滑石２丁目12番16号　柿本アパート102号、旧住所長崎県西彼杵郡時津町西時津郷915番地１
債務者　田川　明美
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６０３号
長崎県長崎市矢の平２丁目16番15―604号
債務者　川内　優子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６０９号
長崎県長崎市銭座町10番９号　肥孝荘103
債務者　徳田　和代
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６１１号
長崎県長崎市日の出町８番17号、旧住所長崎県長崎市北栄町22番19号
債務者　小野原　巧
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６１８号
長崎県長崎市多以良町2207番地１
債務者　山本　誠一
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６４３号
長崎県長崎市立山１丁目２番11号
債務者　藏治　健一
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６４９号
長崎県長崎市網場町384番地３　小田方、旧住所長崎県長崎市緑が丘町３番13号　井手口コーポ201
債務者　吉村芙美子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６６７号
長崎県西彼杵郡時津町左底郷245番地10
債務者　森　　純子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６３号
大分県宇佐市大字岩保新田75番地の２
債務者　本田　幸春
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１０２号
大分県中津市大字東浜770番地３　サンシティ東浜201号
債務者　太田　浩司
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１１６号
大分県中津市大字中原563番地１　市営東中原３号
債務者　安永由香里
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１２２号
大分県宇佐市大字四日市940番地の１
債務者　山田　幸弘
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１３１号
大分県宇佐市大字四日市940番地の１
債務者　山田　誠一
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第２０９号
秋田県横手市増田町八木字屋布合121番地
債務者　齋藤　貞作
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第２１６号
福島県会津若松市西年貢２丁目６番51号
債務者　大塚　克実
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係